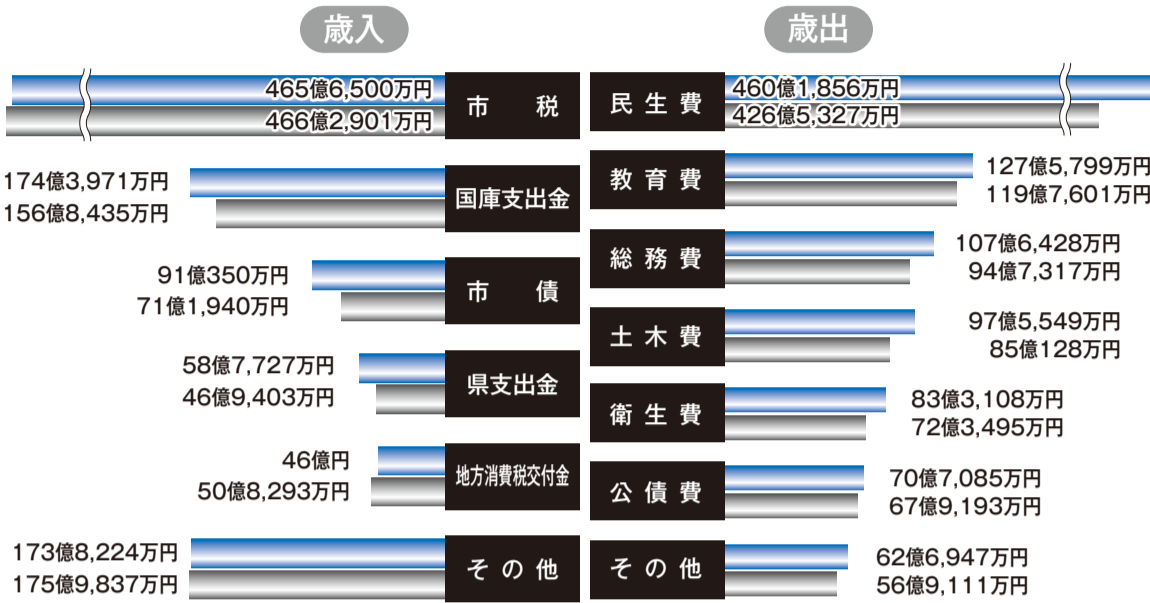


平成29年度下半期 市の財政状況

図1 平成29年度一般会計予算執行状況



*平成29年度下半期(平成30年3月31日現在)の執行状況です。決算額は5月31日に確定します
*金額は調整のうえ、1万円単位で表示しています

表1 市民1人当たりの歳出予算額と市税負担額

平成29年度の歳出予算額と市税負担額を市民1人当たりに換算すると、それぞれ次のとおりです
(平成30年3月31日現在の人口:341,095人)

市民1人当たりの歳出予算額 296,011円						
民生費	教育費	総務費	土木費	衛生費	公債費	その他
134,914円	37,403円	31,558円	28,601円	24,425円	20,730円	18,380円

市民1人当たりの市税負担額 136,516円					
市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	事業所税	都市計画税
67,213円	53,020円	929円	6,582円	1,964円	6,808円

表2 平成29年度の市税予算額(465億6,500万円)の内訳

市民税	229億2,600万円	固定資産税	180億8,500万円	軽自動車税	3億1,700万円
市たばこ税	22億4,500万円	事業所税	6億7,000万円	都市計画税	23億2,200万円

市では、財政状況を年に2回(6月と12月)公表しています。今号では平成29年度下半期(平成30年3月31日現在)の財政状況についてお知らせします。なお、市役所の情報公開センター(本庁舎2階)、市立図書館、各地区センターなどの公共施設で冊子「越谷市のさいせい状況(平成29年度下半期)」がご覧になれます。また、市ホームページにも詳しい内容を掲載します。

平成29年度の一般会計の予算額は100億9,677万2千円(繰越事業を含む)で、歳入歳出の執行状況は図1のとおりです。

なお、歳入歳出とも出納整理期間(30年4月1日～5月31日)に執行されるものがあるため、執行額は最終額ではなく、

【主な歳入項目の内容】
 市税：市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税(表2)
 国庫支出金：市が実施する特

【主な歳出項目の内容】
 民生費：子ども、高齢者、障がいのある方などへの福祉サービスや施設整備に要する経費
 教育費：学校施設、学校給食、体育施設、図書館などに要する経費
 総務費：地域振興や防犯・防災対策、市民会館の運営などの一般行政に要する経費
 土木費：道路、河川、公園など都市基盤の整備に要する経費
 衛生費：保健衛生や環境保全、ごみ・し尿処理などに要する経費
 公債費：市債の元金、利子の償還金などに要する経費
 国庫財政課 ☎963-9115

定の事業に対して国から交付されるもの
 市債：道路、公園、学校などの建設事業で多額の資金が必要ときに、国などの機関から借り入れるもの
 県支出金：市が実施する特定の事業に対して県から交付されるもの
 地方消費税交付金：消費税収入のうち一定割合を県が交付するもの

平成30年8月から 70歳以上の方の高額療養費制度、高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、医療機関の窓口において同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が高額になったときに、自己負担限度額(月額)を超えた分が保険者から支給される制度です。自己負担限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて設定されています。平成30年8月診療分から、70歳以上の方の自己負担限度額が下表のとおり変更となります。

*社会保険に加入している方(本人と被扶養者)は、加入している医療保険者にお問合せください
*高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額についても、30年8月診療分から変更となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください

<高額療養費制度の自己負担限度額(月額)> 平成29年8月から平成30年7月診療分まで

区分	外来(個人)	自己負担限度額 外来+入院(世帯 ^{*1})
現役並み課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円) ×1% (多数回44,400円 ^{*2})
一般課税所得 145万円未満	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ^{*2})
住民税非課税 ^{*3}		24,600円
住民税非課税 ^{*3} 年金収入80万円以下など	8,000円	15,000円

平成30年8月診療分から

区分	外来(個人)	自己負担限度額 外来+入院(世帯 ^{*1})
現役並みⅢ課税所得 690万円以上		252,600円 +(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円 ^{*2})
現役並みⅡ ^{*3} 課税所得 380万円以上 690万円未満		167,400円 +(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円 ^{*2})
現役並み ¹ ^{*3} 課税所得 145万円以上 380万円未満		80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円 ^{*2})
一般課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ^{*2})
住民税非課税 ^{*3}		24,600円
住民税非課税 ^{*3} 年金収入80万円以下など	8,000円	15,000円

*1 同じ世帯で同じ保険者に属する者
 *2 過去12カ月以内に3回以上、高額療養費の支給を受けた場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります
 *3 区分が現役並みⅠ・Ⅱ、または住民税非課税に該当する方は、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口にて提示することにより、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。交付をご希望の方は、国民健康保険課の窓口でご申請ください。申請の方法については、下記へお問い合わせください

国民健康保険にご加入の方…☎963-9154、後期高齢者医療制度にご加入の方…☎963-9170

介護保険サービス利用者の負担額軽減認定申請書をお送りします

市では、次の要件に該当する方の介護保険サービス利用の負担額を軽減しています。該当する可能性のある方に、6月中旬に申請書をお送りします。

- 介護保険施設、ショートステイを利用した際の食費・居住費の軽減
- 介護保険負担限度額認定申請書と預金通帳の写し等、保有資産の内容が分かる書類(認定要件) 生活保護受給者で、介護保険の認定を受けている被保険者で次の①～③

市では、次の要件に該当する方。①市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている。②世帯が分かれている配偶者について、市民税非課税。③預貯金等が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下(預貯金等には信託、有価証券なども含まれます)

○居宅介護サービス利用者の負担額の軽減

○居宅介護サービス利用の特例措置があります。○居宅介護サービス利用者の負担額軽減(免除)申請書(認定要件) 市民税非課税世帯で介護保険の認定を受けている被保険者(生活保護受給者を除く)

*該当すると思われる方で申請書が届かない場合は、介護保険課へ。なお、介護保険施設、ショートステイを利用した際の食費・居住費の軽減については、添付資料が必要です
☎963-9169